

井田病院で使用する調剤支援システム等の保守業務委託 仕様書

1 目的

本件は調剤支援システム等の保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者へ委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

- ① 製造物責任法の対象外となるもの（ソフトウェア等）：納入（検収）日から 6 年間。
- ② 製造物責任法の対象となるもの：納入（検収）日から 12 か月間の無償保証期間があるものについては当該保証期間を含む 6 年間。なお、製造物責任法の対象で無償保証期間がないものは、川崎市に承諾を得た上で、納入（検収）日から 6 年間とすることができる。

3 履行場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院

4 受注者が備える条件

- ① 通常の使用で発生した故障の修理及び保守点検等の保守メンテナンスは、システムまたは該当機器を熟知した製造メーカー若しくは販売会社が実施すること。
- ② 保守業務を実施するエンジニアは、製造メーカー等のメンテナンス研修を終了している者であること。
- ③ 故障発生時に、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

5 保守業務体制に関して

- ① 操作等の問い合わせや故障発生時等による電話対応窓口（受付時間及び電話サポート）は、原則、年間 365 日 24 時間体制であること。

調剤機器やその他ハードウェアに関する操作等のお問い合わせは平日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）9時00～17時00受付とする。

- ② 訪問対応が必要な場合は、通報を受けてから、平日（平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く。）については原則、24時間以内に専任エンジニアの派遣を手配すること。また、平日営業時間外、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日については、原則、翌営業日に専任エンジニアの派遣を手配すること。なお、翌営業日前に派遣を手配することも可能とする。ただし、業務に支障を有する場合は翌営業日前に派遣を手配すること。

6 保守業務の内容

- ① 通常の使用において発生した故障の修理及び故障発生時の点検を実施する。また必要に応じ復旧までの代替措置を講じる。以下「故障修理」という。
- ② 保守点検を実施する。保守点検とは、機器を使用する上で障害発生防止のために必要な項目について定期的な点検のことをいい、保守業務対象機器の調整、修理、清掃、及び老朽化している部品の交換等を行う。定期保守点検は、年1回以上行うこととし、日時については原則平日9:00～17:00とし、井田病院職員と調整すること。以下「定期点検」という。

7 保守業務対象機器（調剤支援システム一式）及び保守費用について

- ① 共通1-2 共通ハードウェア「クライアントPC」
 - (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
 - (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。
- ② 共通1-3・1-4 共通ハードウェア「ポータブル端末」「ポータブル端末用充電クレードル」
 - (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。

- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

③ 共通 1-6 共通ハードウェア「電子天秤」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

④ 共通 1-7・1-8 共通ハードウェア「カラーLED プリンター」「モノクロレーザプリンター」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑤ 共通 1-9 共通ハードウェア「水剤外用ラベルプリンタ・お薬手帳ラベルプリンタ」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑥ 共通 1-10 共通ハードウェア「注射ラベルプリンター」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑦ 共通 1-11 共通ハードウェア「無線 LAN アクセスポイント」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑧ 2 「データ受信システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑨ 3 「サーバーシステム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑩ 4 「処方解析システム（集計・統計システムを含む）」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑪ 5 「注射解析システム（集計・統計システムを含む）」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑫ 7 「薬袋印字システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑬ 8 「散薬監査システム（共通ハードウェア「散薬監査システム用 PC」を含む）」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で

負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑭ 9 「全自動散薬分包システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、年1回以上実施する。定期点検費用は人的費用（作業員の交通費、出張費、日当、技術料等）及び定期交換部品、1つ税抜10万円未満の部品は本保守費用に含むこと。前述以外の定期点検費用は別途井田病院で負担する。但し1つ税抜10万円以上の部品費用や定期点検費用のいずれかまたは全てを含むことも可能とする。

⑮ 10 「全自動錠剤分包システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、年1回以上実施する。定期点検費用は人的費用（作業員の交通費、出張費、日当、技術料等）及び定期交換部品、1つ税抜10万円未満の部品は本保守費用に含むこと。前述以外の定期点検費用は別途井田病院で負担する。但し1つ税抜10万円以上の部品費用や定期点検費用のいずれかまたは全てを含むことも可能とする。

⑯ 11 「一包化錠剤監査支援システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑰ 12-1 「注射薬自動払出システム（注射せんぷりント・ラベルプリンターを含む）」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、年1回以上実施する。定期点検費用は人的費用（作業員の交通費、出張費、日当、技術料等）及び定期交換部品、1つ税抜10万円未満の部品は本保守費用に含むこと。前述以外の定期点検費用は別途井田病

院で負担する。但し 1 つ税抜 10 万円以上の部品費用や定期点検費用のいずれかまたは全てを含むことも可能とする。

⑱ 12-2 「トレー表示器・注射薬搬送カート等」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

⑲ 13 「錠剤自動仕分返納システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、年 1 回以上実施する。定期点検費用は人的費用（作業員の交通費、出張費、日当、技術料等）及び定期交換部品、1 つ税抜 10 万円未満の部品は本保守費用に含むこと。前述以外の定期点検費用は別途井田病院で負担する。但し 1 つ税抜 10 万円以上の部品費用や定期点検費用のいずれかまたは全てを含むことも可能とする。

⑳ 14 「計数調剤支援システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

21 15 「注射薬取り揃え支援システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

22 -16 「注射薬充填支援システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で

負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

23 -17 「注射薬最終監査支援システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

24 -18 「処方チェックシステム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

25 -19 「注射薬混注監査システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

26 -20 「麻薬管理システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

27 -21 「特定生物由来製品ロット管理システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。
- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

28 -22 「調剤進捗管理システム」

- (1) 故障修理は、実施するが本保守費用に含まない。必要時に修理を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。

- (2) 定期点検は、実施しない。必要時に点検を実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し定期点検を実施し本保守費用に含むことも可能とする。

※1 合併入札の対象である「井田病院で使用する調剤支援システム等の調達」に、「保守業務対象機器（調剤支援システム一式）及び保守費用について」が含まれる機器については、保守業務が重複しないよう「井田病院で使用する調剤支援システム等の調達」に含むことができる。

※2 製造物責任法の対象となるものについては、検収後 1 年間は保証期間とし、正常な使用状態において発生した障害については、無償対応とすること。なお、製造物責任法の対象で無償保証期間がないもので川崎市に承諾を得たものは、有償対応とすることができる。

※3 ソフトウェア及びハードウェアのバージョンアップデートを継続的に提供すること。その費用は本保守費用に含まない。必要時にソフトウェア及びハードウェアのバージョンアップデートを実施し、費用は別途井田病院で負担する。但し本保守費用に含むことも可能とする。

※4 トナー等の消耗品の費用は本保守費用に含まない。但し本保守費用に含むことも可能とする

8 業務報告について

保守業務契約期間内に行った点検、修理等すべての作業について、その都度作業内容を井田病院薬剤部へ報告すること。

9 委託料の請求

受注者は、業務報告書の確認を受けた後、川崎市の指定する方法により次のとおり委託料を請求するものとする。

製造物責任法の対象外となるもの（ソフトウェア等）の委託料は、納入（検収）日から発生するものとし、3 か月毎に年 4 回分割として請求すること。

製造物責任法の対象となるものの委託料は、納入（検収）日から 12 か月（1 年）間の無償保証期間終了後から発生するものとし、3 か月毎に年 4 回分割とし

て請求すること。

なお、1 か月に満たない日数の取り扱いについては、日割りで計算すること。

10 感染防止対策

- ① 受注者は、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、作業を行うこと。
- ② 万が一、業務従事者が感染症に感染した場合には、病院の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染防止対策を迅速に講じること。また、当該費用については受注者の負担とすること。

11 その他

- ① その他予期せぬ事態が発生したときは、協議のうえ処置を決定する。
- ② 消費税法の改定により税率が改定された場合は、税率変更の変更契約を取り交わすこととし、契約時の税率に依らず、変更契約書に基づき税率を適用するものとする。